

2024年11月号

(2024年11月19日発行)

大阪：〒598-0013 大阪府泉佐野市中町 1-2-4

e-mail：info@senshu-sr.com

HP：<https://senshu-sr.com>

泉州経営協会 静社労士事務所便り

マイナ保険証移行で会社が対応すべきことは

今年の年末年始は9連休になる企業が多いらしいですね。お休みされる方も、お仕事される方も、良い年末年始をお過ごしください。さて、今回は、マイナ保険証について紹介していきます。

※過去の事務所便りは、<<https://senshu-sr.com/>>の事務所便りタブよりご覧頂けます。

◆マイナ保険証利用までの流れ

2024年12月2日から健康保険証の新規発行が廃止され、マイナンバーカードを健康保険証利用登録した「マイナ保険証」への本格的な移行が始まります。マイナ保険証利用までの流れは、以下のとおりです。

①：マイナンバーの発行	②：マイナンバーカードの発行	③：マイナ保険証登録	④：マイナ保険証利用
			
平成27年10月中旬以降、住民票を有する全ての住民に対し、マイナンバーが記載された「通知カード」が送られております。	オンラインや郵便等でマイナンバーカードを申請し、交付通知書の指定場所で通知カード等を持参の上、マイナンバーカードを受け取ります。	病院/薬局のカードリーダーやマイナポータル(アプリ)、セブン銀行ATMからマイナ保険証の利用登録を申請します。	病院/薬局のカードリーダーで、マイナ保険証登録をしたマイナンバーカードで健康保険証利用することができます(※)。

※病院/薬局にカードリーダーがない場合は、マイナ保険証と一緒に「資格情報のお知らせ」(後述)の提示が必要です。

※マイナ保険証登録していないマイナンバーカード、「資格情報のお知らせ」のみの提示、では健康保険証として利用できませんので、ご注意ください。

◆会社が対応すべきことは

2024年12月2日以降の入退職や扶養異動等(以下、対象者)に対し、マイナ保険証登録の有無など個人毎に状況が異なるため、会社はその状況を確認するとともに、状況に合った案内をする必要があります。

○対象者の入社や扶養追加

③：マイナ保険証登録の状況を確認してください。登録状況はマイナポータルで確認できます。

資格取得等手続後、会社に届く「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」を被保険者にお渡し

※「資格確認書」はマイナ保険証未登録者が対象になります。

○対象者の退職や扶養削除

・2025年12月1日までの退職等の場合、「現行の健康保険者証」、「資格確認書」を回収し、保険者(協会けんぽや健康保険組合)へ返却

・2025年12月2日以降の退職等の場合、「現行の健康保険者証」と「資格情報のお知らせ」は保険者への返却不要、「資格確認書」は回収し、保険者へ返却

※「資格確認書」は所持者のみの回収になります。

◆マイナポータル（行政手続きのオンライン窓口）

マイナポータルアプリから登録・ログインして、暗証番号入力、マイナンバーカードの読取、わたしの情報から健康保険者証のマイナンバーカード利用が登録済みを確認することができます。



デジタル庁 マイナポータル：<<https://img.myna.go.jp/manual/03-01/0169.html>>

◆資格情報のお知らせ

2024年12月2日以降については、資格取得等手続きの全ての対象者に発行されます。マイナ保険証を利用する際、病院/薬局にカードリーダーがない場合、このお知らせがないと健康保険証利用できませんので、**従業員にお渡しする際に、マイナンバーカードを持っている方は一緒に保管した方が良い**、とお伝えしてはいかがでしょうか。このお知らせは退職等の際、回収は不要です。また、このお知らせの有効期間はございません。



◆資格確認書

2024年12月2日以降について、資格取得等手続きの対象者でマイナ保険証登録の無い方が、健康保険証の代わりとして使用するために発行される確認書です。確認書発行にあたり、資格取得等手続き書類に発行希望のチェックを入れないと、発行するまで30～50日かかります。そのため、**会社は必ずマイナ保険証登録の有無を確認し、登録無の方については、資格確認書の発行を希望しないと発行まで日数がかかるため、発行希望で手続きを行ってよいか、をご確認ください。**



マイナ保険証登録の有無を確認 ⇒ マイナ保険証登録が無い方 ⇒ 資格取得等手続き書類に発行希望の

- ・チェックあり ⇒ 健康保険証の代わりとなる資格確認書発行まで時間はかからない
- ・チェックなし ⇒ 健康保険証の代わりとなる資格確認書発行まで30～50日かかる

この確認書は、退職等の際、回収が必要ですのでご注意ください。また、この確認書の有効期間は5年(期間変更の可能性あり)です。

◆現行の健康保険証

1年後の2025年12月1日まで使用することができます。2025年12月1日までの退職等の場合は、従来どおり、回収し保険者へ返却になります。2025年12月2日以降の退職等の場合は、返却不要になります。

まとめますと、下表になります。

	有効期間	入社や扶養追加		退職や扶養削除	
		2024/12/1まで	2024/12/2以降	2025/12/1まで	2025/12/2以降
現行の健康保険者証	2025/12/1まで	発行する	発行しない	回収して保険者へ返却	保険者への返却不要
資格情報のお知らせ	なし	発行する	発行する	保険者への返却不要	保険者への返却不要
資格確認書 (健康保険証の代わりとなるもの)	発行から5年 ※期間変更の可能性あり	発行しない	マイナ保険証登録者 ⇒ 発行しない マイナ保険証未登録者 ⇒ 発行する	回収して保険者へ返却	有効期間内であれば、 回収して保険者へ返却

協会けんぽ マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせ比較表：

<<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/miyagi/20150302-27/20240730595461.pdf>>